

京都市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年6月14日策定

令和5年3月14日改定

京都市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

京都市では、地域性豊かな地理的な条件を生かし、水稻や多種多様な京野菜が生産されてきたが、近年は農業者の高齢化等により、農業・農地の保全が危ぶまれている。そのため、今後は地域の実情や特性を踏まえた農業委員会活動が必要である。

そこで、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、京都市農業委員会における指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、3年毎の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期、もしくは農地等の利用の最適化の推進の状況やその他の事情を考慮して必要があると認めるときに、改定するものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年4月)	2,390 ha	3.6 ha	0.15 %
目標 (令和7年3月)	2,390 ha	1.4 ha	0.06 %

※管内の農地面積は直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

京都市と連携し、農業委員と農地利用最適化推進委員により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と、同法第32条第1項の規定による利用意向調査を実施する。

② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行い、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構等への貸付手続きを進める。

③ 非農地判断について

利用状況調査の結果を精査の上、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積の割合 (B/A)
現状 (令和4年4月)	2,390 ha	530 ha	22 %
目標 (令和7年3月)	2,390 ha	1,315 ha	55 %

※管内の農地面積は直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※集積面積の目標値は、京都府農業経営基盤強化促進基本方針の目標割合から算出

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農地の所有者及び担い手の意向を把握し、各地域の地域計画作成と見直しに参画する。

② 関係機関との連携について

京都市、京都府、農地中間管理機構等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、集積率向上のため活動する。

③ 担い手への支援について

担い手の経営改善に向けた取り組みを支援しながら、京都市農林部局と連携し、担い手を確保する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和3年度)	18 経営体数/年	4.3 ha
目 標 (令和6年度)	30 経営体数/年	6.0 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

京都市や京都府と連携し、就農希望者への対応を行う。希望される農業形態に合った農地をあっせんできるように、農地所有者の意向に関する情報収集を積極的に行う。

② 新規参入後のフォローアップ活動について

地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員は、新規参入者の地域の受け入れを調整し、参入後も継続的なフォローアップを行う。また、京都市や京都府と連携し、新規参入者に研修会や地域活動への参加を促す等、農業経営の安定や継続につながる活動を推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。